

世界人権宣言65周年記念冊子

「人権の世紀」

～輝くいのち 響き合うところ～



京都人権啓発推進会議

構成団体

京	都	府	京都府人権擁護委員連合会
京	都	市	京都商工会議所
京	都	府	京都府商工会連合会
京	都	府	京都府中小企業団体中央会
京	都	府	京都府農業協同組合中央会
京	都	府	京都府社会福祉協議会
京	都	府	京都府教育委員会
京	都	市	京都市教育委員会
京	都	府	京都市長会
京	都	府	京都市町村会

目 次

1. 世界人権宣言をご存じですか	1
①世界人権宣言は人権の国際的な基準を示した大切な文書です.....	1
②世界人権宣言には何が書かれているのでしょうか.....	1
2. 世界人権宣言を実現する国際的な取組み	3
①国際人権規約.....	3
②さまざまな人権条約の採択.....	4
③人権教育のための国連10年の取組みとその後の取組み.....	5
3. 国連人権理事会の設置と普遍的定期審査	6
①国連人権理事会の設置.....	6
②普遍的定期審査のしくみ.....	6
4. 日本国内での人権尊重の取組み	7
①日本国憲法の制定.....	7
②人権教育・啓発の推進.....	8
③主な人権課題とその解決に向けた取組み.....	8
④近年の新たな人権問題等.....	14
5. 京都府における人権啓発等の取組み	17
①取組みの経過.....	17
②人権教育・啓発推進に関する基本計画の策定.....	17
③府民の人権を守る相談ネットワーク.....	17
④人権啓発事業の推進.....	18
6. 世界人権宣言65周年京都アピールの意義	25
〈世界人権宣言65周年京都アピール〉.....	26
〈人権に関する法制度の整備状況〉.....	27
〈世界人権宣言〉.....	28

1. 世界人権宣言をご存じですか

①世界人権宣言は人権の国際的な基準を示した大切な文書です

みなさんは、世界人権宣言をご存じですか。世界中のすべての人々、すべての国が達成すべき共通の人権基準を指し示した国際連合（国連）の宣言です。「人間が人間らしく幸せに生きていくための権利」である人権の国際的な基準を示した大切な文書です。

世界人権宣言は、1948年12月10日に第3回国連総会で決議され、2013年は、採択65周年に当たります。21世紀を人権の世紀にするためにも、世界人権宣言に示された人権基準の実現が求められます。

世界人権宣言の前文は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものである」と述べています。人権の尊重は世界の自由、正義そして平和の基礎である、というのです。

しかし、人権の尊重のためには、世界の人々、世界の国が共通に尊重すべき人権とは何かを示す必要がありました。そのために作られたのが世界人権宣言だったのです。

②世界人権宣言には何が書かれているのでしょうか

世界人権宣言は、前文と30カ条の条文から構成されています。その中には、自由権と呼ばれる規定（第1条～第21条）と社会権と呼ばれる規定（第22条～第27条）が含まれています。

第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」ということが書かれています。このように、人間の尊厳こそ人権の最も根本にあることを世界人権宣言は最初に確認しています。

第2条は、すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教などの差別なく人権を享有する権利を持つと定めています。あたりまえのことのようですが、特定の社会集団や民族に対する憎悪や差別は、人権の基礎を根本的に破壊します。旧ユーゴスラビアやルワンダの民族浄化の例にみられるように、21世紀のわれわれにとっても、この考えの実現はいまだに課題として残っています。

第3条から第21条にかけては、生命・身体の自由、裁判所での公正な審理、思想・良心・宗教の自由などの自由権を定めています。その多くは日本国憲法に定めている基本的人権と共通するものです。しかし、私生活の保護、迫害からの庇護、国境を越えて情報を受け伝える自由など、日本国憲法では明示されていない権利や自由も含んでいます。

「第1世代の人権」とも呼ばれる自由権は、国による恣意的な干渉から私たちの生命・身体や精神的営みを保護することに主眼がありますが、それにとどまらず、これらの人権を実現するためには国が積極的措置をとる義務を負うこともあります。

第22条から第27条 にかけては、社会保障の権利、労働の権利、教育についての権利、生活水準の確保といった社会権を掲げています。日本国憲法に掲げられた権利と共通する権利もいくつかあります。しかし、休息や余暇に対する権利、文化に対する権利など日本国憲法には直接書かれていない権利も掲げられています。「第2世代の人権」ともいわれる社会権の多くは、権利の実現のために国の積極的な行為を必要とします。例えば社会保障制度をつくるとか教育制度を充実させるといった措置です。

第28条 には、「すべての者は、この宣言に規定する権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序についての権利を有する」と書かれています。

宣言が定める人権や自由を実現できるような社会のしくみや国際秩序を創造していくという課題があることを、この条文は強調しています。



英語版世界人権宣言 提供：UN photo



世界人権宣言の英語版を眺めるエレノア・ルーズベルト (当時国連人権委員会委員長) 提供：UN photo

2. 世界人権宣言を実現する 国際的な取組み

① 国際人権規約

世界人権宣言はあくまで宣言にすぎなかったため、それを具体化することが宿題として残されました。

この宿題は、世界人権宣言採択から18年を経た1966年に「国際人権規約」の採択という形で果たされました。

「国際人権規約」は、さまざまな国の異なる主張があったため、結局3つの文書として成立しました。それは、社会権について定めた「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」、自由権を定めた「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」、自由権を侵害された個人に自由権規約委員会に通報の権利を定めた第1選択議定書（「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」）です。その後1989年に「死刑廃止を目指す、市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」が採択されています。

2008年には、社会権を侵害された個人に社会権規約委員会に通報の権利を定めた社会権規約選択議定書（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の選択議定書」）が採択されています。

日本は、このうち、社会権規約と自由権規約の2つの規約を1979年に批准して締約国となっています。

社会権規約も自由権規約も、その締約国は、規約に定められた自由や権利を国内でどのように実施しているのか、権利の実現にどのような問題点があるかを定期的に国連に報告し、社会権規約委員会や自由権規約委員会の審査を受けることが必要とされています。

社会権規約

【名称】	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
【国連採択】	1966年（発効1976年）
【日本批准】	1979年（昭和54年）
【締約国数】	160（2013年4月現在）
【内容】	労働の権利、社会保障についての権利、教育や文化活動についての権利など、いわゆる社会権を主として規定
【規約の審査】	規約に基づく取組状況について社会権規約委員会の審査を受けることが義務づけられている

自由権規約

【名称】	市民的及び政治的権利に関する国際規約
【国連採択】	1966年（発効1976年）
【日本批准】	1979年（昭和54年）
【締約国数】	167（2013年4月現在）
【内容】	生命に対する権利、拷問を受けない権利、公正な裁判を受ける権利、思想・良心及び宗教の自由、表現の自由など、いわゆる自由権を主として規定
【規約の審査】	規約に基づく取組状況について自由権規約委員会の審査を受けることが義務づけられている

※両規約の違い

社会権規約に規定する権利の実施は、漸進的に達成していくものとされ、自由権規約に規定する権利は即時に実施しなければならないとされています。

②さまざまな人権条約の採択

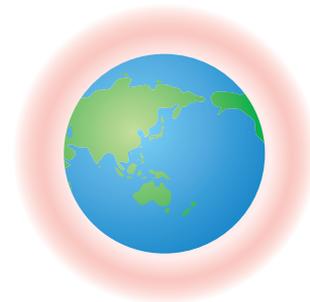
世界人権宣言に定められた自由や権利は人々が置かれている具体的状況に適合するように保障されなければなりません。

国連は、歴史的に人権の享受を妨げられてきた人々が平等に人権を享受できるように、さまざまな差別の禁止、子どもや障害のある人のように特別の立場にある人々の権利をより具体的に定めるために、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」あるいは「障害のある人の権利に関する条約（障害者権利条約）」をはじめ数多くの人権条約を採択してきました。

日本も、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約の締約国となっており、国連に定期的に政府報告書を出しているのをご存じですか。

人種差別撤廃条約

- 【名称】 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
- 【国連採択】 1965年（発効1969年）
- 【日本批准】 1995年（平成7年）
- 【締約国数】 175（2012年2月現在）
- 【内容】 締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容とした条約
- 【条約の審査】 条約に基づく取組状況について人種差別撤廃委員会の審査を受けることが義務づけられている



女性差別撤廃条約

- 【名称】 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約
- 【国連採択】 1979年（発効1981年）
- 【日本批准】 1985年（昭和60年）
- 【締約国数】 187（2013年6月現在）
- 【内容】 すべての人間は、生まれながらに自由かつ平等であることから、男性も女性も個人として等しく尊重されるべきであるとした条約
- 【条約の審査】 条約に基づく取組状況について女子差別撤廃委員会の審査を受けることが義務づけられている



子どもの権利条約

- 【名称】 児童の権利に関する国際条約
- 【国連採択】 1989年（発効1990年）
- 【日本批准】 1994年（平成6年）
- 【締約国数】 193（2009年5月現在）
- 【内容】 貧しさや戦争などで苦しんでいる子どもたちの現実を踏まえ、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した条約
- 【条約の審査】 条約に基づく取組状況について児童の権利委員会の審査を受けることが義務づけられている



③人権教育のための国連10年の取組みとその後の取組み

どんなに重要な人権宣言であっても、それが多くの人に知られ、実際の生活に活かされなければ意味がありません。人権を学ぶということは、人権という普遍的な共通価値の存在を知り、その実現を目指すことにほかなりません。

1994年に国連総会は、1995年から2004年を「人権教育のための国連10年」とすることを決定しました。世界人権宣言に示された権利や自由の促進のためには人権教育が欠かせないと考えたからです。ここでは、人権教育を、人権という普遍的な文化を構築することを目指す教育啓発活動と定義しています。この10年を通じて、各国連加盟国は、人権の教育啓発活動に積極的に取り組むように要請され、そのために国内行動計画を立てて目標を実行するよう要請されました。

その後、国連総会において、引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択され、その第1フェーズ（2005年～2009年）として初等教育及び中等教育における人権教育に焦点を当てた行動計画が示されました。さらに2010年からは高等教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権研修に重点を置いて取り組んでいく第2フェーズ（2010年～2014年）に入っています。

国連での取組み

人権教育のための国連10年（1995年～2004年）

人権教育とは

- ◆知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的な文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力
- ◆あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、あらゆる社会において、他者の尊厳の尊重及びその尊重を保障するための手段と手法を学ぶための、生涯を通じての総合的なプロセス

第1フェーズ
(2005年～2009年)
初等教育及び中等教育の人権教育

重点的な
取組み

第2フェーズ
(2010年～2014年)
高等教育及びあらゆるレベル
の教員、公務員等の人権研修

3. 国連人権理事会の設置と普遍的定期審査

① 国連人権理事会の設置

2006年、国連人権理事会が国連における「人権の主流化」の流れの中で生まれました。「人権の主流化」とは、国連のあらゆる活動の中で、人権を最優先の考慮事項としようという考え方です。それまで国連の中には、人権問題を扱う機関として、53カ国の政府代表からなる人権委員会がありました。しかし、この委員会は、特定国の人権状況について、政治的配慮から非難決議を採択したり、またその反対に、深刻な人権状況であるにも関わらず、なんらの決議も採択しなかったりという、過度の「政治化」とダブルスタンダード（二重基準）という問題を抱えていました。実際、委員会で自分の国の劣悪な人権状況が非難されないように、人権を公然と侵害している国が人権委員会のメンバーに選ばれることも起こっていました。

そこで、新たに国連人権理事会が設置されました。人権理事会の理事国になるには、人権委員会のとくとは異なり、その資格として、あらかじめ人権の促進と保護の誓約が求められます。また、理事国はその任期中に他の国連加盟国に先立って自国の人権状況を審査されます。普遍的定期審査（Universal Periodic Review：UPR）といいます。したがって、人権侵害の状況を隠すような国は理事国になれません。また、仮に理事国になっても、大規模で組織的な人権侵害を行う理事国については、国連総会に出席し投票する加盟国の3分の2の多数決で理事国としての資格が停止されるというしくみが採用されています。現在、日本を含め47カ国が理事国となっています。

人権理事会は2006年6月にその活動を開始し、「すべての人の強制失踪からの保護のための国際条約（強制失踪条約）」を採択するとともに、「先住民の権利に関する国際連合宣言」を採択するという成果を上げています。さらに、人権理事会のシンクタンクの機能を担う人権理事会諮問委員会（18名の委員）が設置されました。

② 普遍的定期審査のしくみ

人権理事会では、各国の人権状況の普遍的定期審査を行うことをその任務としています。すべての国連加盟国が審査対象国になりますが、理事国はその任期中に審査されます。理事国で構成される作業部会が、1年に42ヶ国を審査します。審査を助けるために異なる地域グループから選ばれる3人の報告者団（トロイカと呼ばれる）が設けられ、質問や論点を整理します。審査時間は1国3時間30分とされています。また、審査の結果は、議事要約と結論及び勧告からなる成果文書にまとめられ、理事会の全体会議で採択され、審査対象国の人権状況の評価とともに直面する課題が述べられます。

4. 日本国内での人権尊重の取組み

① 日本国憲法の制定

1947年（昭和22年）に施行された日本国憲法は、世界人権宣言に定める人権と多くの点で共通した人権を保障しています。それは、憲法が戦前や戦時中の人権侵害の反省にたって、人権を侵すことのできない永久の権利であるという理念に基づいて定められているからです。

憲法第13条には、「すべての国民は、個人として尊重される」と書かれています。個人の尊重とは、一人ひとりの人間、かけがえのない人間を個人として尊重しようということです。人間は、人種、性別、年齢、社会的身分などに関係なく、またそれぞれ置かれた条件の違いに関わりなく、すべてかけがえのない一人の価値ある人間として尊重されるべきなのです。

日本において、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重しあう人権文化を創造するために、日本国憲法の本質と規定を生かしていくことが必要です。

日本国憲法における基本的人権の尊重

◆第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。



◆第14条

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

◆第25条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。



★その他にも、思想及び良心の自由（第19条）、信教の自由（第20条）、集会、結社及び表現の自由（第21条）、居住、移転及び職業選択の自由（第22条）、学問の自由（第23条）、婚姻の自由（第24条）などさまざまな人権が保障されています。

②人権教育・啓発の推進

1995年（平成7年）から始まった「人権教育のための国連10年」を受けて、日本でも1997年（平成9年）に「国内行動計画」が策定され、総合的な取組みが進められるようになりました。また、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・啓発の基本理念や国・地方公共団体の責務などが明記されるとともに、2002年（平成14年）には、法律に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、以後、計画に基づいて政府が講じた人権教育・啓発に関する施策について、毎年国会報告を行いながら、計画的に取組みが進められるようになりました。

③主な人権課題とその解決に向けた取組み

●同和問題

同和問題は、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚を妨げられたり、就職や日常生活の上でさまざまな人権侵害を受けるといった問題です。

この問題の解決のために、1969年（昭和44年）以降33年間にわたって特別立法により同和地区やその出身者等を対象とした特別対策が国や地方公共団体をあげて取り組まれた結果、同和地区の生活実態は改善され、さまざまな面で存在していた格差が大きく改善され、特別法による対策は、概ねその目的を達成できる状況になりました。そのため、特別対策は2002年（平成14年）3月末をもって終了し、以後の課題解決のための取組みについては、通常の行政施策によって対応することとなりました。

同和地区出身者に対する差別意識や偏見については、この間の取組みにより全体としては解消へ向けて進んでいるものの、結婚に関わる問題を中心に根強く存在していることがうかがえ、身元調査やインターネット等を利用した悪質な差別的情報の流布などによって、顕在化する場面が見られ、引き続き、人権教育・啓発を推進することが重要です。

同和問題は放っておけば自然になくなるものではありません。差別意識をなくし、一日も早く同和問題を解決していくためには、同和問題について正しく理解すること、そして、昔からの習わしや偏見、世間体などに惑わされずに、日常の生活や行動を人権尊重の視点から見つめ直すこと、さらに広く地域全体の住民交流の促進を通じて、人々の相互交流を深め、人権が真に尊重されるコミュニティを形成していくことが重要です。

地域改善対策協議会意見具申（1996年（平成8年））抜粋

◇同和問題に関する基本認識

- ・同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題といわざるを得ない。
- ・国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。
- ・昭和四十年の同和対策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。
- ・同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。

●女性の人権

日本国憲法で定められた「個人の尊重」や「法の下での平等」を踏まえ、我が国では男女平等の実現に向けたさまざまな取組みが進められてきました。

しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」というように、男女の役割を固定的にとらえる意識が今なお根強く残っており、それらを背景として、家庭生活あるいは就職や職場における昇任といった場面で、依然として女性への差別的な扱いが残っています。また、さまざまな面で困難な状況におかれている女性が、さらに複合的な差別的な扱いを受ける状況も生じています。

さらに、職場等でのセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、夫（元配偶者、事実婚含む）等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）、ストーカー、性犯罪なども女性にとって大きな人権問題となっています。

少子高齢化の進展、家庭・地域・職場等を取り巻く環境の急速な変化などに対応していくためには、男性と女性が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」を実現することが必要であり、家庭・地域・職場等あらゆる場で男性と女性が支え合いながら、心豊かな関係を築いていくことが重要です。

男女共同参画及び女性の人権擁護に係る法律の整備状況

- | | |
|-----------------|--|
| 1997
(平成9年) | 改正「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」施行
・募集、採用、配置、昇進などでの女性労働者に対する差別の禁止
・セクシュアル・ハラスメントに対する事業主の配慮義務等の強化 |
| 1999
(平成11年) | 「男女共同参画社会基本法」施行
・「男女共同参画基本計画」を策定し「政策方針決定過程への女性の参画拡大」など11の重点目標を掲げる |
| 2000
(平成12年) | 「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」施行
・つきまといやストーカー行為を処罰するなど必要な規制や被害者に対する援助を行う |
| 2001
(平成13年) | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」施行
・配偶者（元配偶者、事実婚含む）からの身体的、性的、心理的あるいは経済的暴力を防止し、被害者の保護を図る |
| 2004
(平成16年) | 改正「DV防止法」施行
・保護命令の対象を元配偶者に拡大、被害者の子への接近禁止命令制度創設、退去命令の期間を2か月に延長など |
| 2008
(平成20年) | 改正「DV防止法」施行
・被害者に対する電話、電子メール等の禁止などの保護命令制度の拡充
・市町村基本計画の策定の努力義務化
・配偶者暴力相談支援センターに関する改正
・裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知など |
| 2013
(平成25年) | 改正「ストーカー規制法」施行
・連続して電子メールを送信する行為を規制
・加害者の住所地等を管轄する公安委員会・警察も禁止命令等や警告等を行うことができる
・申出により警告・禁止命令等をしたときは速やかに被害者に通知し、しなかったときにはその理由を被害者に書面で通知する |
| | 改正「DV防止法」公布
・同居の交際相手からの暴力と被害者を対象とする |



●子どもの人権

子どもは、小さくても大人と同じように基本的人権を保障された独立した人間です。

一方、子どもは自分のことを訴えたり、適切に判断して行動することが難しい場合があるため、大人以上に人権侵害を受けやすく、社会的に保護し守らなければならない面をもっています。

近年、重大な子どもの人権侵害である「児童虐待」、インターネット・携帯電話等の著しい普及による有害情報の氾濫、出会い系サイト・学校裏サイト等を介した事件やいわゆる「ネットいじめ」、児童買春・児童ポルノなど、子どもたちを取り巻く状況は厳しいものがあります。

また、学校でのいじめや不登校なども依然として深刻な状況にあります。さらに、学校でのいじめや体罰を背景に児童生徒が自ら命を絶つといった悲しい出来事が発生しており、大きな社会問題となっています。

子どもが一人の人間として最大限に尊重されなければならないということを子どもも大人も自覚し、家庭や学校、地域で大人と子ども、あるいは子ども同士のふれあいや交流を深め、他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人を育成する環境づくりが必要です。

〈児童虐待〉

身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待
殴る、蹴る、やけどを負わせる、縄などにより一室に拘束するなど	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、重い病気になっても病院に連れて行かないなど	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的な扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

子どもの人権擁護に係る法律の整備状況

- 1999 (平成11年)** 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）」施行
- 2000 (平成12年)** 「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」施行
・児童虐待を発見した人に通告を求めるとともに、保護された子どもについては、その保護者の面会や通信を制限するなどの措置をとることができる
- 2003 (平成15年)** 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）」施行
- 2004 (平成16年)** 改正「児童虐待防止法」施行
・児童虐待の定義の見直し、通告義務の拡大、警察との連携による児童の安全確保等に関する制度の整備、国及び地方公共団体の責務の拡大等
- 2008 (平成20年)** 改正「児童虐待防止法」施行
・児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化、保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等
改正「出会い系サイト規制法」施行
・事業者に対する規制を強化、民間活動の促進等
- 2009 (平成21年)** 「青少年が安全で安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」施行
・青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする
- 2010 (平成22年)** 「こども・若者育成支援推進法」施行
・子ども・若者育成支援施策推進の枠組み、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等
- 2013 (平成25年)** 「いじめ防止対策推進法」施行
・いじめの防止等のための基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等
「子どもの貧困対策の推進に関する法律」公布
・子どもの貧困の解消・教育の機会均等・健康で文化的な生活の保障、次世代への貧困の連鎖の防止等
「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」公布

●高齢者の人権

我が国は急速な高齢化や少子化を背景として、人口のほぼ4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

自分の価値観や個性を生かして、文化・スポーツ活動や社会活動に参加したり、働いたりしている高齢者がいる一方で、寝たきりや認知症などで介護を必要とする高齢者も増えています。

こうした中で、高齢者に対する身体的・心理的・経済的虐待や施設等における身体拘束、アパートやマンションへの入居拒否等、深刻な人権問題が発生しています。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者と判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を発生させ、働く意欲のある元気な高齢者についても、年齢制限等により、雇用・就業機会が大変少ないという実情があります。

たとえ寝たきりや認知症になったとしても、高齢者が社会全体で支えられ、人間としての尊厳が守られて生活できるような社会づくりを進める必要があります。

高齢者の人権擁護に係る法律の整備状況

- | | |
|-----------------|--|
| 1994
(平成6年) | 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」施行 |
| 1995
(平成7年) | 「高齢社会対策基本法」施行 |
| 1998
(平成10年) | 改正「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）」施行
・60歳以上定年制の義務化等 |
| 2000
(平成12年) | 「介護保険法」施行

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行 |
| 2006
(平成18年) | 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」施行

改正「高年齢者雇用安定法」施行
・定年を65歳まで引き上げ

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」施行 |
| 2007
(平成19年) | 改正「雇用対策法」施行
・募集・採用時の年齢制限の原則禁止 |
| 2013
(平成25年) | 改正「高年齢者雇用安定法」施行
・年金受給開始年齢まで働き続けられる環境の整備

「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行
・成年被後見人の選挙権を回復するとともに選挙の公正な実施を確保 |



●障害のある人の人権

障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合い、共に安心していきいきと暮らせる社会の実現が求められます。

しかし、障害のある人に対する人々の理解や配慮は十分とは言えず、車椅子での乗車拒否、アパートやマンションへの入居拒否、さらには、就職、結婚に際しての誤解や偏見、差別があったりするなど、障害のある人を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。

一方で、障害の有無や年齢、性別、国籍などの違いに関わらず、はじめからすべての人が利用しやすいように、環境や建物、製品、サービスなどをデザインしようという「ユニバーサルデザイン」や社会的援護を要する人々を包み込む社会の確立をめざす「ソーシャル・インクルージョン」の考え方も、次第に社会の中に広がってきています。

社会、経済、文化等各分野にわたり障害のある人の「完全参加と平等」が実現できる社会を目指し、理解と交流の促進、自立支援の推進、障害に対する正しい知識の普及・啓発を進める必要があります。

障害のある人の人権擁護に係る法律の整備状況

- | | |
|-----------------|---|
| 1994
(平成6年) | 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」施行 |
| 1998
(平成10年) | 改正「障害者の雇用の促進に関する法律（障害者雇用促進法）」施行
・障害者雇用率1.6%→1.8%に引き上げ |
| 2000
(平成12年) | 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」施行 |
| 2002
(平成14年) | 「身体障害者補助犬法」施行 |
| 2004
(平成16年) | 改正「障害者基本法」施行 |
| 2005
(平成17年) | 「発達障害者支援法」施行 |
| 2006
(平成18年) | 「障害者自立支援法」施行 |
| | 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」施行 |
| 2011
(平成23年) | 改正「障害者基本法」施行
・障害者の権利に関する条約を踏まえ、目的、定義、基本原則、基本的施策等を改正 |
| 2012
(平成24年) | 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
・障害者虐待を発見した人に通報を義務づけるとともに、通報を受けた市町村の措置等を規定 |
| 2013
(平成25年) | 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行 |
| | 「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」施行
・成年被後見人の選挙権を回復するとともに選挙の公正な実施を確保 |
| | 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」公布
・障害者基本法の基本原則（差別の禁止）を具体化し、障害を理由とする差別を解消するための措置等を規定 |
| | 改正「障害者雇用促進法」施行
・障害者雇用率1.8%→2.0%に引き上げ |



●外国人の人権

人や物の動き、経済活動などあらゆる分野で国際化が急速に進み、日本を訪れたり居住する外国人が増えてくるにつれて、外国人の人権は身近で重要な問題になってきています。

新たに日本で生活することになった人々については、言葉や生活習慣の違いなどから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など日常生活上の問題や、相互理解が不十分なことによる偏見や差別の問題などが指摘されています。

また、従来から日本に居住してきた人々についても、公的年金や教育、住居、就労、結婚などの問題が指摘されており、特に、在日韓国・朝鮮の人々に対しては、日本国籍を取得した人も含めて、依然として人権侵害が発生している状況です。

外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされるなどの事案も発生していますが、異なる文化や考え方を理解し、お互いの人権を尊重して共に生きていく多文化共生社会を築いていくことが重要です。

●エイズ患者・HIV感染者、ハンセン病患者等の人権

エイズ、ハンセン病などの感染症については、正しい知識や情報の普及が十分とは言えない状況にあり、感染症に対する理解不足から、患者や元患者及びその家族の人権が侵害されるという問題が生じています。

エイズの原因となるHIVウイルスは会社や学校などの社会生活での接触による感染や空気感染の心配はありません。また、ハンセン病の原因であるらい菌の感染力も極めて弱く、万一発病しても現在は治療方法が確立しており、早期治療によって完治する病気です。

噂や風評に惑わされることなく、感染症に関する正しい知識を持って、共に生きることができ、社会を築いていくことが重要です。

患者等の人権擁護に係る法律の整備状況

1999
(平成11年)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行

2009
(平成21年)

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」施行

④近年の新たな人権問題等

●北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による拉致問題は我が国の喫緊の国民的課題であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。その解決に向けては、幅広い支持が不可欠であり、国民の関心と認識を深めるとともに、国際社会を挙げて取り組む必要があります。

北朝鮮当局による拉致問題等に係る法律の整備状況

2006
(平成18年) 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行

●東日本大震災に起因する人権問題

2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災では、一瞬にして多くの尊いのちと平和な暮らしが失われました。福島第一原子力発電所の事故も加わり、多くの人々が今も避難生活を余儀なくされています。こうした状況の中で避難生活の長期化に伴うトラブルや放射線被曝についての風評等に基づく差別的な扱いなど人権問題が発生しています。

震災後、「絆」の大切さが見直されましたが、「絆」を言葉だけで終わらせないために、被災者のおかれた厳しい状況に寄り添う心を持ち続ける必要があります。

●犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族又は遺族は、事件による直接的な被害だけでなく、刑事手続や報道関係者による取材、医療機関における診療の過程で受ける精神的被害などの二次的被害に苦しんでいます。

犯罪被害者等の置かれた困難な状況を理解し、プライバシーの保護や心のケアなどに社会全体で連携して支援していくことが必要です。

犯罪被害者等の人権擁護に係る法律の整備状況

2005
(平成17年) 「犯罪被害者等基本法」施行

●ホームレス

厳しい経済・雇用情勢の下、公園や河川敷、駅舎等で寝起きすることを余儀なくされたホームレスと呼ばれる人々がいます。その多くは、食事の確保や健康面の問題を抱え、一部では地域住民とのあつれきが生じる場合も見られます。また、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件などの問題も発生しています。

ホームレスの多くは、仕事をして自立することを望んでいます。ホームレスに対する誤解や偏見、差別意識を取り払い、ホームレスの人権に配慮しつつ、その自立を支援していくことが必要です。

ホームレスの人権擁護に係る法律の整備状況

2002
(平成14年) 「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行

2012
(平成24年) 改正「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」試行

●インターネットによる人権侵害

インターネットは、社会全体に普及し、私たちの生活を便利で豊かなものにするために役立っていますが、一方で、誰が発信したかを明かさずに情報発信できる匿名性を利用して他人を誹謗中傷したり差別を助長するような情報が掲載され、人権に関わる問題も多数発生しています。

こうした問題を解決するためには、プロバイダー等による有害情報の削除や自主規制だけでなく、インターネット利用者一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉を守ることの重要性や情報収集・発信における責任等を理解し、モラルを身に付け行動することが必要です。

また、インターネット利用の低年齢化に伴い、子どもたちの間で「学校裏サイト」などでの「ネットいじめ」が問題となっています。子どもたちが被害者にも加害者にもならないよう、大人は状況を把握する努力をし、人権の視点から注意・指導していくことが大切です。

インターネットによる人権侵害に対する法律の整備状況

2002
(平成14年) 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」施行
・発信者情報の開示

2009
(平成21年) 「青少年インターネット環境整備法」施行
・青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする

●個人情報の保護

情報化社会の進展に伴って、さまざまな個人情報が大量に流出したり、個人情報が商品化され取引されるなどの問題が発生しています。

中でも、本人の知らないところで出身地や家族関係などの個人情報を調べる「身元調査」は、それが結婚差別や就職差別等に用いられた場合、重大な人権侵害を引き起こします。

個人情報を取扱う事業者だけでなく、私たち一人ひとりが、個人情報やプライバシー保護に関する正しい理解と認識を深め、個人情報の適正な取扱いに注意を払うことが必要です。

個人情報の保護に係る法律の整備状況

2005
(平成17年) 「個人情報の保護に関する法律」全面施行

●性同一性障害

性同一性障害は、生物学的な性と心理的な性（自分は女性である・男性であるという認識）が一致しない状態を言い、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類に位置づけられています。

性同一性障害のある人は、戸籍やパスポート、免許証、健康保険証等の公的な書類の性別が外見や社会生活上の性別と異なっているため、就職や医療の受診、住宅への入居などさまざまな面で不利益や差別を受けることがあります。

性同一性障害のある人が社会の中で安心して暮らしていけるように、周囲の人々が性同一性障害について正しく理解し、偏見や差別意識の解消に努めることが必要です。

最近では、性同一性障害などセクシャリティ（性に関する行動や傾向）の問題を含む概念として、LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）という用語が用いられますが、性的指向や性自認に関わらず、すべての人々が基本的人権と自由をもつことはいうまでもありません。

性同一性障害のある人の人権擁護に係る法律の整備状況

2004
(平成16年) 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害者性別取扱特例法）」施行

2008
(平成20年) 改正「性同一性障害者性別取扱特例法」施行
・性別改正要件の緩和

●その他の人権問題

刑を終えて出所した人々については、本人に更生の意欲があっても、住民や親族等の中に根強い偏見や差別意識がある場合があり、社会復帰できるよう、地域の人々の理解と協力が必要です。

アイヌの人々については、民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の習得と、より一層の国民の理解と協力が必要です。

この他にも、同性愛者などに対する差別、教育を受ける機会が保障されなかった人々やニューカマー（新たに日本に来られた人々）などに対する識字の問題、相続差別は違憲とされたものの、婚外子に対するその他の差別問題などさまざまな人権問題があります。

5. 京都府における 人権啓発等の取組み

①取組みの経過

京都府や京都市など府内各市町村では、これまで人権に関するさまざまな施策や教育・啓発を積極的に進めてきました。特に世界人権宣言が採択されてから35周年を契機に設置された「世界人権宣言35周年京都推進会議」を母体に、その翌年の1984年（昭和59年）に府内12団体により「京都人権啓発推進会議」（会長：京都府知事）を設置し、以後今日に至るまで、あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進するために幅広い取組みを展開してきました。

ここでは2008年（平成20年）の世界人権宣言60周年京都アピール発信後の、最近5年間の取組みを中心に記すこととします。

②人権教育・啓発推進に関する基本計画の策定

京都府や京都市、府内の各市町村では、「人権教育のための国連10年」の取組みを受けて、1999年（平成11年）以降、順次「人権教育のための国連10年行動計画」を策定するとともに、国連10年が終了した2005年（平成17年）からは、例えば京都府では「新京都府人権教育・啓発推進計画」、京都市では「京都市人権文化推進計画」など「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を踏まえた新たな基本計画を策定するなどして、総合的・計画的に推進しています。

さらに、京都府や京都市では、この新しい計画に基づく施策を効果的に推進するために第三者評価を行うための懇話会を設置して、人権教育・啓発施策の点検・評価を行いながら次年度の実施方針・実施計画を策定するなど、効果的な施策の推進に努めています。

③府民の人権を守る相談ネットワーク

人権に関係するさまざまな相談が府民から寄せられた場合、複雑困難な問題に対して、京都府・府内市町村・京都地方法務局・人権擁護委員等各相談機関が連携協力して対応できるよう、相談員の資質向上や相談窓口の周知等を図る目的で、行政を中心に関係機関によるネットワークを構築する取組みが進められています。

④人権啓発事業の推進

府や京都人権啓発推進会議では、一人ひとりの尊厳と人権が尊重されるために、つながり、支え合うことが今の社会に求められているということを考えながら、人権啓発の活動に取り組んでいます。

●重点的取組期間

毎年「憲法週間」(5月1日～7日)、「人権強調月間」(8月1日～31日)、「人権週間」(12月4日～10日)を人権教育・啓発の重点的取組期間と定め、これらの期間を中心に、より多くの皆さんに人権の大切さについて考えていただくために、新聞への意見広告、「人権口コミ講座」の配付、ラジオや府広報紙、ホームページ等を通じた啓発、府内全域での街頭啓発や人権啓発ポスターの掲示などさまざまな啓発事業を展開しています。



街頭啓発

「困った時は悩まずに電話してください」と人権相談の窓口を記した啓発グッズを手渡ししながら、人権の大切さを呼びかけます。



人権啓発ラジオ番組「Voice To You」

音楽アーティストが自らの体験などから「命の尊さ」や「人と人とのつながり」などのメッセージを伝えます。



人権口コミ講座

人権について考えていただくため「同和問題」、「子ども」、「女性」、「高齢者」など、日常生活の身近な出来事や社会的に関心の高まっているテーマを識者が解説しています。

●府民の参画

府民のみなさんに、人権を自らの問題として捉え、考えていただけるような人権啓発フェスティバルや人権擁護啓発ポスターコンクールにも取り組んでいます。

特に、この5年間の取組みとしては、人権啓発フェスティバルでは、府内の大学や人権問題に取り組むNPO等多様な主体の連携により、府民のみなさんが参加しやすいように工夫を凝らしながら開催しています。

人権啓発フェスティバル



平成23年度の人権啓発フェスティバル「京都ヒューマンフェスタ2011」では、間寛平さんのトークショーも実施。「年間3万人も自ら命を絶つ人がいる。困った時は周りの人に言わなあかん」と寛平さんらしいメッセージが会場全体を温かい空気に包み、「いのち」や「人と人のつながり」の大切さについて、改めて考えさせられました。



フェスティバルでは「^{いのち}生命のメッセージ展」を同時開催。犯罪、事故など、理不尽に生命を奪われた犠牲者が主役のアート展で、等身大の人型パネルと足元に靴、残された家族等のメッセージを通して「生命の重み」を伝えています。(平成22年度～)



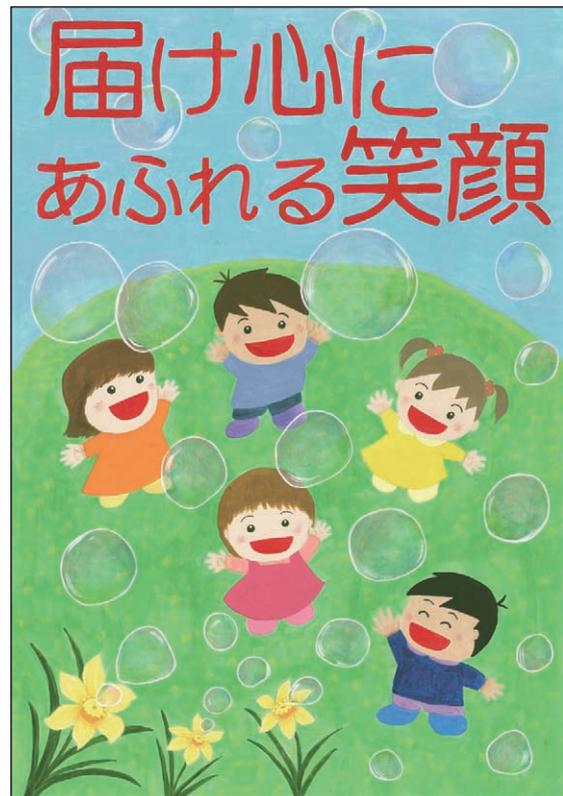
NPOが参画し、その活動を紹介することで来場者に人権に関する理解を深めていただきました。



NPOによるステージ発表

人権擁護啓発ポスターコンクール

府内の小・中・高の児童生徒が人権をテーマとしたポスターの制作を通じて、基本的人権について一層理解を深め、人権尊重の精神を養う機会を目的に実施しています。(平成24年度知事賞受賞作品)



●大学や大学生との連携

若者の視点で啓発活動を進めていくために、府内の大学と連携して啓発資料の作成を行うほか、学生の企画・運営によるさまざまな活動を展開しています。例えば、「マンガ絵はがき」や「じんけん絵本」の作成、人権啓発学生サポーター会議の企画運営による音楽イベント『HUMAN LIVE KYOTO』の開催(平成22年度～平成24年度)などに取り組んでいます。また、人権啓発キャラクター「じんくん」もこの取組みから生まれました。



マンガ絵はがき

京都造形芸術大学の協力により作成。
自分を想うように他者をも想うことを「人権」と捉え、「人権」を一枚の絵とメッセージで表現しました。



じんけん絵本

京都嵯峨芸術大学の協力により作成。
「触れる」「コミュニケーション」「思いやり」「個性」をテーマとした4つの作品を収録しています。



学生が『HUMAN LIVE KYOTO』の会場近くで“ありがとう”の気持ちを込めたサンキューメッセージを募集



『HUMAN LIVE KYOTO』では学生が自ら出演交
渉したアーティストたちが熱唱



平成25年8月5日のハートフルコンサートで
「じんくん」お披露目



みんな大切な
オンリーワン

京都府人権啓発キャラクター「じんくん」

●人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」

『HUMAN LIVE KYOTO』を運営した学生たちの「メッセージソングがあればもっと効果的な啓発活動ができる！」という声から、作曲家千住明さんと作詞家鮎川めぐみさんのご協力により、京都府人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」が誕生しました。

世界人権宣言採択65周年となる平成25年度は、若者を中心に「世界がひとつの家族のように」広め隊を結成し、京都駅前広場でのハートフルコンサートを始め、府内各地でこの歌を活用した啓発活動を行っています。



作詞家 鮎川めぐみさん 作曲家 千住明さん 山田啓二 京都府知事



平成25年7月15日『MO'COOL FESTA』での「世界がひとつの家族のように」広め隊の活動



各地で「世界がひとつの家族のように」を合唱



平成25年6月19日 京都府開庁記念式典



平成25年8月5日 ハートフルコンサート

広め隊が作成した「世界がひとつの家族のように」の紙芝居



悲しいニュースを聴くたびに どうしてなのかと考える



何かが出来るわけじゃない だけど心は動いている



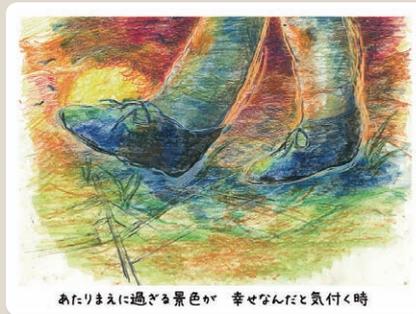
空に星がきれいだね 風の花が揺れているね



世界がひとつの家族のように もしもなれたらどうだろう



遠くに暮らす君のこと もっと知りたくなるだろう



あたりまえに過ぎる景色が 幸せなんだと気付く時



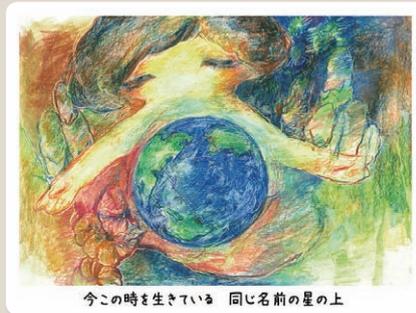
昨日より今日少しだけ 優しくなれる気がするよ



響きあえる果てしなく 目に映るすべてのいのち



毎日出会う君のこと もっと大事になるだろう



今この時を生きている 同じ名前の星の上

6. 世界人権宣言65周年 京都アピールの意義

2013（平成25）年11月3日開催の世界人権宣言65周年記念京都ヒューマンフェスタ2013における「世界人権宣言65周年京都アピール」。このアピールは、第2次世界大戦等の悲惨な戦争を教訓として「世界人権宣言」が採択されてから65年を数える今日においても、この宣言が目指す基本的人権及び人間の尊厳の確保と自由・平和・正義の実現が容易でないことを認識しつつも、私たちが21世紀を人権の世紀にするという目標を見失ってはならないことを再確認しています。

東西冷戦終結後の世界では、多くの地域紛争や内戦が勃発しています。また、2001（平成13）年9月11日に発生したアメリカでの同時多発テロに象徴されるテロ行為によって、多くの民間人が犠牲になりました。2012（平成24）年10月9日にパキスタンで、女性に対する教育を求める15歳の女子学生を狙い撃ちにしたテロ事件は、世界中に大きな衝撃を与えました。

日本国内では、子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待、いじめや体罰の問題のほか、同和問題や外国人に対する差別、女性や子どもに対する人権侵害など、解決すべき人権問題が数多く存在しています。国際社会でも国内においても、人間のいのちがいと簡単に奪われていく事態こそ、人権の重大な危機だと言わなければなりません。

このような時にこそ、世界人権宣言の「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等かつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものである」（前文）こと、「すべての者は、生命、自由及び身体の安全についての権利を有する」（第3条）ことを思い起こす必要があります。

さらに、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災と、震災と同時に発生した原子力発電所の事故によって、一瞬にして多くの尊いいのちと平和な暮らしが失われ、今もなお多くの人々が、避難生活を強いられているという状況があります。私たちは、被災された多くの方々はもちろん、震災で犠牲となられた方々も含めたいのちの「絆」を大切にし、この災禍を乗り越えていかなければなりません。そして、一人ひとりの尊厳と人権が尊重されるために、人と人がつながり、支え合う社会を築いていく必要があります。

21世紀を人権の世紀とするために、世界人権宣言の精神とその意義を改めて確認し、すべての人のいのちと人格が大切にされ、人権が尊重される社会をまず身近な家庭・学校・地域で作り上げていけるよう、私たち一人ひとりが努力していく必要があります。

世界人権宣言65周年京都アピール

第二次世界大戦の戦禍の反省に基づいて、1948（昭和23）年12月10日、国際連合の第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。今年は、その記念すべき年から数えて65周年に当たります。「基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進する」決意を表明し、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳及び権利について平等である」と謳ったこの宣言は、今もなおあざやかです。

この「世界人権宣言」を具体化するため、「国際人権規約」をはじめとするさまざまな人権に関する条約が定められてきました。また、1994（平成6）年の第49回国際連合総会において「人権教育のための国連10年」が決議され、その「行動計画」が発表されました。わが国においても、これまで基本的人権の保障を明記した「日本国憲法」の下、様々な人権問題を解決するための施策の推進や関係諸団体による取組みが進められてきました。

こうした施策の進展や人権問題の解決を願う数多くの人々のたゆまぬ努力によって、人権問題に関する状況は改善の方向に進んできましたが、現在でも、地域紛争や自然破壊、飢餓と貧困など平和と人権を脅かす事態が続出しています。国内においても、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等をめぐる人権侵害など解決すべき人権問題が数多く残されており、とりわけ、近年、いじめによる自殺や虐待などのいのちの尊厳を奪う人権侵害が深刻化しています。

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災では、一瞬にして多くの尊いいのちと平和な暮らしが失われました。さらに、震災と同時に起きた原子力発電所の事故により、大量の放射線が漏れ出し、多くの人々が長期にわたる避難を余儀なくされるとともに、環境や地域産業への深刻な影響が懸念されています。私たちは、被災された多くの方々はもちろん、震災で犠牲となられた方々も含めたいのちの「絆」を大切にし、この災禍を乗り越えなければなりません。そして、日本全国、さらには世界の人々と力を合わせて、一人ひとりの尊厳と人権を守るために、人と人がつながり、支え合う社会を築いていかなければなりません。

「人権の世紀」といわれる21世紀は、「人権文化」を輝かせる時代です。「人権文化」は、「いのちの尊厳を自覚し、人間が人間の幸せを自然と共に営み、新しい歴史と文化を共に生んでいく、その行動と実り」であり、私たちは、家庭・学校・職場・地域に根ざした「人権文化」を实らせていかなければなりません。「世界人権宣言」の65周年に当たり、この宣言の精神とその意義を再確認し、自然と人間、そして人間のすべてが共生し、自由・正義・平和にあふれた社会の実現を共に目指していきましょう。

2013（平成25）年11月3日

京 都 府 知 事

京 都 市 長

京都地方法務局長

公益財団法人 世界人権問題研究センター理事長

山 田 啓 二

門 川 大 作

吉 岡 慶 治

上 田 正 昭

○人権に関する法制度の整備状況

年	(西暦)	人権に関する主な条約の日本の締結状況等	人権に関する主な法律の施行状況等
昭和	22	1947	・ 日本国憲法施行
	23	1948	・ 児童福祉法施行
	40	1965	・ 同和对策審議会答申
	44	1969	・ 同和对策事業特別措置法施行（～昭和57）
	45	1970	・ 障害者基本法施行
	54	1979	・ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）批准（1966） ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）批准（1966）
	56	1981	・ 難民の地位に関する条約批准（1951）
	60	1985	・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国際条約批准（1979）
	61	1986	・ 改正男女雇用機会均等法（全面改正）施行
	62	1987	・ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行（～平成14）
平成	6	1994	・ 児童の権利に関する国際条約批准（1989） ・ 「人権教育のための国連10年」決定
	7	1995	・ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）批准（1965）
	8	1996	・ 高齢社会対策基本法施行
	9	1997	・ 改正育児・介護休業法施行 ・ 人権擁護施策推進法施行 ・ 「人権教育のための国連10年国内行動計画」策定 ・ 改正男女雇用機会均等法（一部改正）施行 ・ アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律施行
	10	1998	・ 改正高齢者雇用安定法施行 ・ 改正障害者雇用促進法施行
	11	1999	・ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約批准（1984） ・ 男女共同参画社会基本法施行 ・ 児童買春、児童ポルノ禁止法施行 ・ 感染症法施行
	12	2000	・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行 ・ 児童虐待防止法施行 ・ ストーカー行為等の規制に関する法律施行 ・ 交通バリアフリー法施行 ・ 介護保険法施行
	13	2001	・ DV防止法施行
	14	2002	・ 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ・ 身体障害者補助犬法施行 ・ プロバイダ責任制限法施行 ・ ホームレス自立支援法施行
	15	2003	・ 個人情報保護法（一部）施行 ・ 出会い系サイト規制法施行
	16	2004	・ 「人権教育のための世界計画」採択 ・ 性同一性障害者性別取扱い特例法施行 ・ 改正児童虐待防止法施行 ・ 改正障害者基本法施行 ・ 改正DV防止法施行
	17	2005	・ 「人権教育のための世界計画」第1段階（2005～2009） ・ 犯罪被害者等基本法施行 ・ 個人情報保護法（全面）施行 ・ 発達障害者支援法施行
	18	2006	・ 「国連人権理事会設置」 ・ 高齢者虐待防止法施行 ・ 改正高齢者雇用安定法施行 ・ 自殺対策基本法施行 ・ 障害者自立支援法施行 ・ バリアフリー新法施行 ・ 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律施行
	19	2007	・ 国連障害者権利条約署名（2006） ・ 探偵業法施行 ・ 改正雇用対策法施行
	20	2008	・ 改正DV防止法施行 ・ 改正児童虐待防止法施行 ・ 改正出会い系サイト規制法施行 ・ 改正性同一性障害者性別取扱い特例法施行
	21	2009	・ ハンセン病問題基本法施行 ・ 青少年インターネット環境整備法施行
	22	2010	・ 「人権教育のための世界計画」第2段階（2010～2014） ・ 子ども・若者育成支援推進法施行
	23	2011	・ 改正障害者基本法施行
	24	2012	・ 障害者虐待防止法施行 ・ 改正ホームレス自立支援法施行
	25	2013	・ 改正ストーカー規制法施行 ・ 改正高齢者雇用安定法施行 ・ いじめ防止対策推進法施行 ・ 成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律施行 ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行 ・ 改正「障害者雇用促進法」施行

※（ ）は当該条約の国連における採択年

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎をなすものであるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、また、人間が言論及び信念の自由並びに恐怖及び欠乏からの自由を享受する世界の到来が、一般の人民の最高の願望として宣明されたので、

人間が、専制及び抑圧に対して、最後の手段として反逆に訴えることを余儀なくされてはならないとすれば、人権を法の支配によって保護することが不可欠であるので、

諸国民の間の友好関係の発展を促進することが不可欠であるので、

国際連合の人民は、憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念をあらためて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に関する共通の理解は、この誓約の完全な実現にとって最も重要であるので、

したがって、ここに、総会は、

社会のすべての個人及びすべての機関が、この宣言を常に念頭におきながら、加盟国自身の人民の間にも加盟国の管轄下にある領域の人民の間にも、これらの権利及び自由の尊重を指導及び教育によって促進し、並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認及び遵守を国内的及び国際的な漸進的措置によって確保するよう努力するため、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条【自由平等】 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性及び良心を授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条【権利と自由の享有に関する無差別待遇】 すべての者は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに、この宣言に規定するすべての権利及び自由を享有する権利を有する。

更に、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他の何らかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もされない。

第3条【生命、自由、身体の安全】 すべての者は、生命、自由及び身体の安全についての権利を有する。

第4条【奴隷の禁止】 何人も、奴隷の状態に置かれず、また、苦役に服することはない。あらゆる形態の奴隷制度及び奴

隷取引は、禁止する。

第5条【非人道的な待遇又は刑罰の禁止】 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。

第6条【法の前における人としての承認】 すべての者は、すべての場所において、法律の前に人として認められる権利を有する。

第7条【法の前での平等】 すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。すべての者は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、またそのような差別をそそのかす行為に対しても、平等の保護を受ける権利を有する。

第8条【基本権の侵害に対する救済】 すべての者は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対して、権限のある国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条【逮捕、抑留又は追放の制限】 何人も、恣意的に逮捕され、抑留され又は追放されない。

第10条【裁判所の公正な審理】 すべての者は、その権利及び義務並びに刑事上の罪の決定のため、独立のかつ公平な裁判所による公正な公開審理を完全に平等に受ける権利を有する。

第11条【無罪の推定、遡及刑の禁止】 1 刑事上の罪に問われているすべての者は、自己の弁護のために必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に基づいて有罪とされるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為を理由として有罪とされることはない。何人も、犯罪が行われた時に適用されていた刑罰よりも重い刑罰を科されない。

第12条【私生活、名誉、信用の保護】 何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に干渉され又は名誉及び信用を攻撃されない。すべての者は、そのような干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第13条【移動と居住の自由】 1 すべての者は、各国の境界内において移動及び居住の自由についての権利を有する。

2 すべての者は、いずれの国（自国を含む。）からも離れ、及び、自国に帰る権利を有する。

第14条【迫害からの庇護】 1 すべての者は、迫害からの庇護を他国に求め、かつ、これを他国で享受する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為から生ずる訴追の場合には、援用することができない。

第15条【国籍の権利】 1 すべての者は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、その国籍を恣意的に奪われ、又は、国籍を変更する権利を否認されない。

第16条【婚姻及び家族の権利】 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限もなしに、婚姻をし、かつ家族を形成する権利を有する。成年の男女は、婚姻中及び婚姻の解消の際に、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意のみによって成立する。

3 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位であり、社会及び国による保護を受ける権利を有する。

第17条【財産権】 1 すべての者は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、その財産を恣意的に奪われない。

第18条【思想、良心及び宗教の自由】 すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、宗教又は信念を変更する自由、並びに、単独で又は他の者と共同して及び公に又は私的に、教導、行事、礼拝及び儀式によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条【意見及び表現の自由】 すべての者は、意見及び表現の自由についての権利を有する。この権利には、干渉されることなく意見をもつ自由、並びにあらゆる方法によりかつ国境とのかかわりなく、情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

第20条【集会及び結社の自由】 1 すべての者は、平和的な集会及び結社の自由についての権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条【参政権】 1 すべての者は、直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、自国の統治に参与する権利を有する。

2 すべての者は、自国の公務に平等に携わる権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎である。この意思は、普通かつ平等の選挙権に基づき秘密投票又は同等の自由な投票手続により行われる定期的かつ真正な選挙において表明される。

第22条【社会保障の権利】 すべての者は、社会の構成員として、社会保障についての権利を有し、かつ、国内的努力及び国際協力により、並びに、各国の組織及び資源に応じて、その尊厳及び人格の自由な発展に不可欠な経済的、社会的及び文化的権利の実現を求める権利を有する。

第23条【労働の権利】 1 すべての者は、労働し、職業を自由に選択し、公正かつ良好な労働条件を確保し、及び失業に対する保護についての権利を有する。

2 すべての者は、いかなる差別もなしに、同一の労働について同一の報酬を受ける権利を有する。

3 労働するすべての者は、自己及び家族のために人間の尊厳にふさわしい生活を確保し、及び、必要な場合には他の社会的保護手段により補完される公正かつ良好な報酬を受ける権利を有する。

4 すべての者は、その利益を保護するため、労働組合を結成し、及び加入する権利を有する。

第24条【休息及び余暇の権利】 すべての者は、休息及び余暇

(労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む。)についての権利を有する。

第25条【生活水準の確保】 1 すべての者は、自己及びその家族の健康及び福祉のための相当な生活水準(食料、衣類、住居及び医療並びに必要な社会的役務を含む。)についての権利、並びに失業、疾病、障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合に保障を受ける権利を有する。

2 母親及び児童は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるかどうかを問わず、同一の社会的保障を享受する。

第26条【教育の権利】 1 すべての者は、教育についての権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的な段階においては無償とする。初等教育は、義務的とする。技術的及び職業的教育は、一般的に利用可能なものとし、かつ、高等教育は能力に応じてすべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

2 教育は、人格の完成並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を指向するものとする。教育は、すべての国民、人種、民族的集団又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進し、かつ、平和の維持のための国際連合の活動を助長するものとする。

3 父母は、その児童に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条【文化的権利】 1 すべての者は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を享受し、並びに科学の進歩及びその利益にあずかる権利を有する。

2 すべての者は、自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益の保護についての権利を有する。

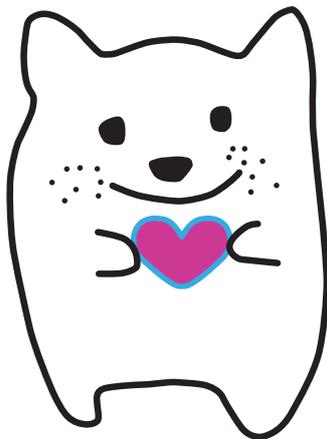
第28条【社会的及び国際的秩序への権利】 すべての者は、この宣言に規定する権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序についての権利を有する。

第29条【社会に対する義務】 1 すべての者は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべての者は、自己の権利及び自由の行使に当たって、他の者の権利及び自由の正当な承認及び尊重を確保すること、並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般的福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律により定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使することはできない。

第30条【権利及び自由を破壊する活動の不承認】 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に規定する権利及び自由のいずれかを破壊することを目的とする活動に従事し、又はそのような行為を行う権利を認めるものと解釈することはできない。



みんな大切な
オンリーワン

京都府人権啓発キャラクター「じんくん」



平成25年11月 発行

【発行】 京都人権啓発推進会議（事務局：京都府人権啓発推進室）
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話 075-414-4271 FAX 075-414-4268

【制作協力】 公益財団法人 世界人権問題研究センター